

(お願い) 必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付奨学金確認書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の給付を受けるにあたり、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意のうえ、本確認書を提出します。

私は、奨学金の給付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の給付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切られ）、学業成績が著しく不振である場合等は、給付が取りやめになること及び給付された金額の返金義務が生じる場合があること（裏面「2.交付済み奨学金の返還に係る事項」参照）を承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の給付が一定期間停止されるか又は廃止される場合があることも承知しています。

提出年月日： 年 月 日

本人	学校名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍（学生証）番号		
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	性別	男 ・ 女
	氏名	〒			-			電話番号	(自宅) () (携帯) ()

本人が未成年者（20歳未満）の場合は必ず記入してください

親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者 又は 未成年後見人	本人との続柄	氏名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	(〒 -)			電話番号	(自宅) () (携帯) ()
	本人との続柄	氏名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	(〒 -)			電話番号	(自宅) () (携帯) ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

※編入学後の支給期間（編入学の2）

給付奨学生が短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後大学へ編入学し、引き続き給付奨学金の給付を希望する場合について、編入学後の給付奨学金の支給期間は、編入学前の学校ですでに支給を受けた月数と通算して、編入学後の学校の修業年限に相当する月数に達するまでの期間となります。

※専攻科又は上級学科への進学

給付奨学生が短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後に引き続き、専攻科又は専修学校専門課程の上級学科に進学する場合は、継続して支給を受けることができます（経済要件を満たす場合に限り）。ただし、専修学校専門課程の「上級学科」は、給付・貸与奨学金の対象として認められている学科に限られます。

1. 給付奨学金の給付に係る事項

【給付奨学金の支給期間】

(1) 給付奨学金の支給の始期は機構が採用を決定したときとし、支給の終期は給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、支給の始期は当該年度の4月までを限度として在学する学校に入学した月まで遡ることができます。

【誓約書】

- (2) 奨学生は、採用にあたり、在学学校長を経て、機構が定める期限までに親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合）と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。
- (3) 機構が定める期限までに誓約書を提出しない場合は、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。また、奨学生としての資格を失った際にすでに交付された奨学金がある場合には、その全額を機構に返還するものとします。

【給付奨学金の交付】

- (4) 給付奨学金は毎月1月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。ただし、通信教育課程の奨学生については、当該奨学生が教員に面接して授業を受ける月に年当たりの額を交付します。国立の大学、高等専門学校及び専修学校で授業料の全額免除を受けた場合は、その期間の月額が減額されます。
- (5) 給付奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く。）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く。）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません。）。

【月額の変更】

- (6) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。なお、社会的養護を必要とする者以外で、平成29年度に「私立・自宅外通学」として採用された者（採用後、編入学等による継続支給を受ける者を含む。）が自宅通学に変わった場合は、給付が取りやめになります。
- (7) 国立の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程において、授業料の全額免除を受けているときは給付月額が減額されますが、授業料の全額免除を受けなくなったときは、当該の月から給付月額を減額前の金額に変更することができます。

【奨学金交付中の手続等】

- (8) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「給付奨学金継続願」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「給付奨学金継続願」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません。）。
- (9) 奨学生は、機構の指定する期間内に「在籍報告」を行わなければなりません。
- (10) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。なお、退学したときは、給付が取りやめになります。また、社会的養護を必要とする者以外で、平成29年度に「私立・自宅外通学」として採用された者が国公立の学校に転学又は編入学したときは、奨学金の交付が取りやめになります。
 - イ 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - ウ 奨学金を辞退するとき。
- (11) 機構は在学学校長の適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。
- (12) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、諸規程の定めに基づき、交付済み奨学金のうち全額又は一部について返還を求めることがあります。（返還の条件及び方法等については「2.」参照）
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
 - イ 学業成績が著しく不振又は品行が不良となったとき。
 - ウ 機構が求める諸手続き（在籍報告、住所変更届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。
 - エ 家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。
 - オ 「給付奨学金継続願」を提出しなかったとき。
 - カ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (13) 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「給付奨学金確認書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。
- (14) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (15) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することがあります。
- (16) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者又は未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

2. 交付済み奨学金の返還に係る事項

【返還の条件】

- (1) 奨学生本人が、以下ア、イに該当するときは、機構は、廃止の事由が発生した年度（本人が入学した月又は進級した月以降12ヶ月間をいう。）の始期（入学した月の1日又は進級した月の1日をいう。）まで遡り、その間に交付した給付奨学金を返還させるものとします（この場合、「機構」と「奨学生」との間において、機構の諸規程に基づく返還条件の準消費貸借契約を締結するものとし、奨学生本人は機構の指定する期限までに返還誓約書を提出するものとします。なお、奨学生が返還誓約書を提出しないときは、奨学生は、機構の指定する期限までに、返還すべき給付奨学金を一括して返還しなければなりません。）。
- ア 学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであると認められないとき。
 - (ア) 卒業延期が確定したとき
 - (イ) 当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下であったとき
 - (ウ) 在学学校長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めたとき
 - イ 学校処分により廃止の処置を受け、その学校処分の内容が除籍、退学、無期停学又は3ヶ月以上の有期停学であるとき

【返還の方法】

- (2) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、機構は在学学校長を通じて、又は機構から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法等について通知します。当該学生は、その内容を確認したうえで、返還誓約書に自署押印して、機構が定める期限までに提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令その他関係規程の定めに従うものとします。

【返還に関する同意条項】

- (3) 奨学生は、この給付奨学金確認書に基づく返還すべき奨学金に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【その他手続等】

- (4) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

上記以外の取扱いについては、機構の業務方法書及び給付奨学規程、その他の諸規程の定めによります。